

短期的な活動のために来港される際の就労査証の要否・手続等について
(香港政府担当部門への問合せメールアドレス, 総領事館主催説明会の開催)

平成 30 年 6 月 6 日
在香港日本国総領事館

1. これまで, 日本から, 製品・サービスのプロモーション等, 短期的な活動のために関係者が来港されるに際しては, 就労査証が必要な場合と不要な場合の区別や, 必要な場合の提出書類等の手続面で, 必ずしも明確でない点がありました。これを受けて当館より, 香港政府の担当部門である入境事務處と協議しておりましたところ, 今般, 同處から, 就労査証の要否や取得手続等について問い合わせるためのメールアドレス「evvs@immd.gov.hk」の提供がありましたので, 皆様にお知らせいたします。

短期的な活動のために来港される際の就労査証に関するご不明点は, こちらにお問い合わせ下さい。なお, お問い合わせは英語ないし中国語でお願いいたします。

2. また, 短期的な活動のために来港される際の就労査証の要否・手続等について, 入境事務處の担当者を招いて, 以下のとおり, 来る 27 日に香港において説明会を開催致します。

(1) 日時: 平成 30 年 6 月 27 日午後 3 時~4 時 30 分

(2) 場所: 香港日本文化協會

香港中環干諾道中 19-20 號 馮氏大廈 1 字樓

1Floor, Fung House, 19-20 Connaught Road C, Central,
Hong Kong

(3) 定員: **先着 150 名**

(注) 会場のスペースにより, 同一組織(会社、団体等)からの申込は代表 1 名様に限らせて頂き, 定員に達した時点で締切りとさせていただきますので, ご了承下さい。なお, 当日の説明会の概要及び配付資料は追って当館ホームページにも掲載する見込みです。

(4) 申込期間: 平成 30 年 6 月 6 日~20 日(但し, 定員になり次第締切り)

(5) 申込方法: 別紙の申込書に必要事項をご記入の上, 下記のメールアドレス又は FAX 宛てにお送り下さい。

メールアドレス: ryoji.annai@hn.mofa.go.jp

FAX: 2868-9396

(了)

(別紙)

在香港日本国総領事館宛

(E-mail: ryoji.annai@hn.mofa.go.jp、FAX: 2868-9396)

短期的な活動のために来港される際の就労査証
の要否・手続等に関する説明会の申込書

(重要) 本件説明会は定員150名に達し次第締切りとなりますので、ご了承下さい。

1 申込日: 平成30年6月 _____ 日

2 参加者氏名

(1) 漢 字: _____

(2) ローマ字: _____

3 所属先名(会社名等): (注: 同一所属先からの参加は代表1名様に限ります。)

4 連絡先

(1) メールアドレス: _____

(2) 電話番号: _____

5 主な疑問点等(任意: 議論を効果的に進めるため、現在お困りの点や疑問点を例示して頂けると幸甚です。)

なお、頂いた情報は、本目的のためにのみ使用し、同意を得ることなく、当館以外の第三者に開示することはありません。